

第11回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 平成15年6月25日(水) 18:00~20:00

2. 場所 日本電気協会 4階 特別会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

委員: 班目主査(東京大学), 近藤委員長(東京大学), 唐澤(東京電力), 設楽(東京電力), 寺津(東京電力), 樋口(日本原子力研究所), 渡邊(東京電力), 浅井(日本電気協会) (8名)

代理出席: 中村(関西電力・新田副委員長代理), 山川(日本原電・谷口代理) (2名)

欠席委員: 遠藤(日本原電), 村上(東京電力) (2名)

事務局: 堀江, 上山, 平田, 福原(日本電気協会)

4. 配付資料

- No.11-1 第10回 基本方針策定タスク 議事録(案)
- No.11-2 原子力規格委員会の検討課題
- No.11-3 民間規格策定における学協会の役割分担について
- No.11-4 原子力規格委員会についての問題意識
- No.11-5 原子力規格委員会における公衆審査の対応について(案)
- No.11-6 「原子力規格委員会 規約 他」改定案 書面投票コメント対応について
- No.11-7-1 品質保証規定、指針の番号についての提案
- No.11-7-2 JEAC4101・JEAG4101 改定に関連するスケジュール案(平成15年6月~9月)

参考資料 - 1 「塗装に関する規格の整備について」・「電気部品に関する規格の整備について」

参考資料 - 2 第9回 原子力規格委員会 議事録

参考資料 - 3 原子力規格委員会 基本方針策定タスク委員名簿

5. 議事

(1) 定足数の確認

事務局から, 委員総数12名に対して本日の出席委員数は10名で, 「委員総数の3分の2以上の出席」という会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。

(2) 前回議事録確認

資料No.11-1に基づき, 事務局から, 前回議事録案の説明があり, 開催年の誤り, (4) 1) b)の2行目「公正な委員構成で規約に従った決議結果であることを」, (4) 1) b)の4行目「ただし, 準備の期間などを勘案し」とした3箇所の修文をすることで, 了承された。

(3) 原子力規格委員会の検討課題の紹介について

資料 No.11-2 に基づき, 事務局から, 今回タスクで審議する項目について説明があった。

(4) 民間規格策定における学協会の役割分担について

資料 No.11-3 に基づき、事務局から、(社)日本原子力学会 標準委員会より民間規格における関係団体の役割分担等を協議する場を設けることについて検討依頼があったことの説明があり、議論の結果、日本電気協会の対応としては原子力規格委員会委員長、副委員長、幹事の三役及び事務局が協議メンバーとなり、本件を次回の原子力規格委員会に諮り、検討依頼の結果として原子力学会へ回答することとした。その後、三学協会事務局間で協議の日時などを調整することとした。

(5) 原子力規格委員会についての問題意識について

資料 No.11-4 に基づき、事務局から、原子力規格委員会として検討の必要性があると思われる幾つかの点について説明があった。

説明内容に対する主な意見は次のとおり。

- 1) 前回の原子力規格委員会における一委員から規格作成依頼は初めてのケースであったので、分科会に規格作成の必要性の可否も含めて検討依頼をしたが、今回の検討にてどのような点が問題となるのか分科会より問題提起してもらうこととした。
また、規格作成依頼について疑問なところがあれば提案者に質問状を出し内容を確認することとした。
- 2) 検討の場で原子力安全・保安院の委員が強く意見を主張されたとしても、それ自体は悪いことではないのではないかと意見がだされ、検討会・分科会では規約に則った的確に対応することが重要であることが確認された。
- 3) 分科会の委員構成(特に電気事業者の割合が両学会に比べて多いこと)の問題については、全ての電気事業者が議論に参加していれば良いが、そうでなければオブザーバによる参加という形も考えられるのではないかと意見がだされ、形骸化してきた分科会がでてきたとしたら規約を見直すなどの対応をすべきであるが、しばらくは様子を見ることとした。
- 4) 委員の任期については、問題提起として挙げておくが、問題が具体化しそうなところで検討を行うこととする。
- 5) 委員の選任については、規約どおりに「委員会の目的に関連する技術及び管理に関する職務の経験を有し、委員会の活動に参加することができる者を委員候補として委員長に推薦することにより、委員会で決定される」ことを確認した。

(6) 原子力規格委員会における公衆審査の対応について

資料 No.11-5 に基づき、事務局から、公衆審査における意見についての対応についての注意事項と意見対応フォーマット(案)の説明があった。分科会での審議では「意見に対する対応」・「その対応の内容」・「理由・根拠」を明確にすることが重要であり、対応欄に記載する「採択」・「一部採択」・「棄却」・「その他」の定義付けを行った意見対応フォーマットを、最終結論を得るためのワーキングシートとして使用することとする。ただし、原子力規格委員会には意見に対する回答という、今までの形で審議をすることとした。

(7) 「原子力規格委員会 規約 他」改定案 書面投票コメント対応について

資料 No.11-6 に基づき、事務局から、6月11日から6月20日の期間で書面投票を実施した結果、保留による意見と賛成でのその他意見として頂いた各1件の意見について、それぞれの対応案について説明があった。議論の結果、保留意見については規約案改定の範囲ではないところが見受けられるため、次回の原子力規格委員ではその意見を紹介するに留めることとした。

(8) 品質保証規程、指針の番号についての提案と JEAC4101・JEAG4101 改定に関連するスケジュール案について

資料 No.11-7-1, No.11-7-2 に基づき、渡邊委員より、品質保証に関わる指針の体系化を図るべく、枠組みとなるような規格付番の取り方について紹介があった。規格の付番については、千番台と百番台には決まりがあるが他は特に決まりがないため、本案を原子力規格委員会にて審議することとした。

また、品質保証規程の検討スケジュールを勘案して現在9月22日に予定されている原子力規格委員会を、同月30日に変更することとするこの提案があり、審議内容に関わる他の分科会長の都合もあるので、最終的には7月2日の原子力規格委員会の席上で決定することとした。

(9) その他

次回の開催は、原子力規格委員会の審議結果を踏まえて、別途調整することとした。

以上